子供未来局

(平成23年度)

監	查	結	果
(指	摘	事	項)

改善措置

- 4. 待機児童対策としての福祉施設最低基 準等の検討
- 4-2児童福祉施設最低基準(居室面積基準) について
- (3)①最低基準の順守について(指摘)

平成22年4月1日時点で、〆木保育所と 上野山保育所において入所児童数から算 出した床面積が仙台市で定める最低基準 を満たしていなかった。この状況は翌年3 月まで継続していた。

平成22年度は、最低基準に抵触する環境で保育が行われていたということであり、 最低基準の順守が求められる。 〆木保育所及び上野山保育所の入所児 童数から算出した床面積は、平成25年4月 1日時点で仙台市児童福祉法の施行に関 する条例に規定する最低基準を満たし、そ の後も全保育所において継続して最低基 準を満たしていることを確認した。

また、毎年度、全公立保育所長に対して 最低基準の順守について説明を行い、12月 から3月にかけて翌年度の全保育所の入 所予定児童数、床面積等について基準に適 合しているか調査と確認を行った。